

KIER DISCUSSION PAPER SERIES

KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

Discussion Paper No.1901

家計の金融所得と税負担の実態

松本龍太郎・大野太郎・小嶋大造

2019 年 5 月



KYOTO UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

家計の金融所得と税負担の実態*

松本龍太郎**・大野太郎***・小嶋大造****

要旨

近年、金融所得およびその税負担についての関心が高まっている。特に、金融所得課税（利子・配当所得課税）の強化による所得格差是正についての議論が増えているものの、そもそも金融所得およびその税負担が今日までどのような要因によって、どれだけ変化してきたのか、その実態は明らかにされていない。

本稿では、『全国消費実態調査』（1989～2014年調査）の個票データを用い、金融所得および金融所得課税負担の実態を明らかにする。『全国消費実態調査』は家計の属性や所得等について豊富な情報を有するものの、金融所得には記入が不正確である可能性が指摘されていることから、推計値を用いることで実態を明らかにする。そのうえで、金融所得とその税負担が家計の所得格差に与える影響について分析する。

分析の結果、金融資産における収益率低下は、高齢世帯を中心に金融所得や税負担を減少させた一方、総所得の格差拡大に寄与したことが確認された。他方で、金融所得課税については、再分配効果としての寄与はほとんど無かった。収益率の変化が所得格差に影響を及ぼす一方で、金融所得課税自体の再分配効果については、収益率が上昇した場合においてもほとんど確認されなかった。すなわち、仮に収益率が上がっても、現行の金融所得課税制度では再分配効果としての寄与に限界があることが示唆される。税制改革議論において、所得税の所得再分配機能の回復が求められている中、今後の金融所得課税の在り方が一層問われるといえる。

JEL 区分 : C15, H24

キーワード : 金融所得, 税負担, 再分配効果, 全国消費実態調査

* 本研究の一部は、科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般）18K01647）からの助成を受けており、また総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。また、本稿の作成にあたっては、飯星博邦教授（首都大学東京都市教養学部）、加藤久和教授（明治大学政治経済学部）、小林慶一郎教授（慶應義塾大学経済学部）、外木暁幸准教授（東洋大学経済学部）、中東雅樹准教授（新潟大学経済学部）、西山慎一教授（京都大学経済学部）、畑農鋭矢教授（明治大学商学部）、および株式会社日本総合研究所における研究報告会の参加者から貴重なコメントをいただいたことに感謝申し上げたい。なお、本稿の内容は著者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

** 財務省財務総合政策研究所研究員

*** 信州大学社会基盤研究所准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

**** 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

1. はじめに

近年、家計の金融所得と税負担についての関心が高まっている。例えば、金融所得課税については、2016年10月の政府税制調査会の資料において「金融所得の分離課税の税率を国税、地方税合わせて20%から25%に引き上げていく」といった検討事項が示されるなど、税制改正の議論の対象とされている¹⁾。研究としても、金融所得課税の強化による所得格差是正についての議論が昨今増えている（林, 2016, 森信, 2016, 吉井・是枝他, 2018, 土居, 2018）。しかしながら、そもそも金融所得および金融所得課税が今までどのような要因によって、どれだけ変化してきたのか、その実態は明らかにされていない。

家計所得状況の実態把握に当たっては、家計マイクロ・データ（調査票情報）を用いることが有効であり、所得が調査項目に含まれる家計マイクロ・データの1つとして、総務省『全国消費実態調査（以下、全消）』がある。『全消』は家計の属性や所得等について豊富な情報を有するものの、金融所得について家計が報告している値（以下、これを「記入値」と呼ぶ）は不正確である可能性が指摘されており、記入値を単純に用いた場合には実態との乖離が発生しうるとされる（高山・舟岡他, 1989, 宇南山・大野, 2017）。例えば、高山・舟岡他（1989）は、『全消』の利子・配当所得の記入値の特徴として、無記入あるいはおおまかな記入がかなり認められると指摘している。加えて、金融資産と利子・配当所得との関係が市場の利子率をかなりの確に反映していることから、「年収・貯蓄等調査票」の金融資産現在高にもとづいて利子・配当所得を推定する方が適切であるとも指摘している。そのため、金融所得の実態把握に当たっては、記入値を利用するのではなく、「年収・貯蓄等調査票」の情報から算出した推計値（以下、これを「理論値」と呼ぶ）を利用する必要があるとされる²⁾。

また、税制の分析においても、近年、家計マイクロ・データを用いた分析が増えており、『全消』を用いた研究も多い（田中・四方, 2012, 田中・四方他, 2013, 北村・宮崎, 2013, Miyazaki and Kitamura, 2016, Ohno and Kodama, 2017, 大野・小玉他, 2018, 金田, 2018）。しかし、『全消』では勤労者世帯・無職世帯以外の世帯（自営業者など）は税・保険料の負担額が調査されていない。また、大野・中澤他（2015）は、『全消』では調査方法に基づく季節性の影響から税・社会保険料負担額の記入値が過小であることを指摘している。そのため、金融所得と同様に、記入値を単純に用いただけでは、税・保険料負担の全体像を把握できない状態となっている。

こうした問題に対して、『全消』を利用した先行研究では、調査票に記載された世帯属性や各世帯員の所得などの情報を利用し、世帯の構造に現実の制度を当てはめて税・保険料の負担額を算出している。方法論的には、利用可能な変数から税制・社会保障制度などを世帯ごとに適用して、新たな変数を仮想的に構築するマイクロ・シミュレーションの手法と同じであり、調査対象となっていない世帯や変数についても税・保険料負担の状況を推計することができる。こうした理論値は限られた情報から世帯ごとの税・保険料という個別性の高い変数を推計することになるため、大きな測定誤差を含む可能性があるが、先行研究から理論値は高い精度を持つことが確認されている³⁾。

以上を踏まえ、本稿では、『全消』の個票データを用いて金融所得および税負担の理論値を構築する。その際、金融所得についてはこれまで理論値の利用可能性についての検証がなされていないことから、これを検

¹⁾ 2016年度第5回税制調査会「説明資料〔所得税③〕」（平成28年10月25日 財務省）7頁。

²⁾ 『全消』の「年収・貯蓄等調査票」における金融資産の記入値については、前田（2015）において他統計とも整合的である点が確認されている。

³⁾ 税・社会保険料の理論値の妥当性についての研究として、大野・中澤他（2015）、多田・大野他（2016）、Ohno and Kodama(2017)がある。

討する。その上で、推計した理論値を用いて、金融所得および税負担の実態を明らかにするとともに、所得税・住民税の再分配効果を分析する⁴⁾。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第2節では使用するデータ、および収入の推計方法について説明し、金融所得の理論値が利用可能か検討する。第3節では税・保険料負担額の推計方法について説明したうえで、推計した理論値を用いて金融資産、金融所得および税負担の実態を明らかにする。第4節では再分配効果の指標と要因分解の方法について説明したのち、再分配効果の計測結果について考察する。最後に第5節で結論と残された課題について述べる。

2. データおよび収入の推計方法

2.1 使用データ

データは『全消』（1989～2014 年調査）の個票データ（世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿）を使用する。『全消』は5年おきに実施され、調査時期は9月から11月、調査対象は約57,000世帯である。各世帯員について調査開始時点の属性（続柄、年齢、性別、就業状況等）や過去1年間の収入、また各世帯について調査時期の貯蓄残高などを調査している。本稿では各世帯員の属性および収入の情報に現実の制度を適用し、世帯ごとに年間ベースの税・保険料負担額を推計する。なお、ここでは税負担額の推計ができないなどの理由から以下の世帯についてはサンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- ・単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯
- ・各種調査項目に関して、空欄、不詳コード・トップコードが付いている世帯

2.2 金融所得の推計

金融所得については、「年収・貯蓄等調査票」の貯蓄情報を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利（年利）を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なので、金融所得については世帯ベースで推計している。使用する貯蓄の内訳は以下の通りである。

- ・ゆうちょ銀行等の通貨性貯金（以下、通常貯金）
- ・ゆうちょ銀行等の定期性貯金（以下、定期貯金）
- ・普通銀行等の通貨性預金（以下、普通預金）
- ・普通銀行等の定期性預金（以下、定期預金）
- ・株式・株式投資信託（以下、株式等）
- ・債券・公社債投資信託（以下、債券等）
- ・貸付信託・金銭信託（以下、信託等）
- ・その他、社内預金など（以下、社内預金等）

⁴⁾ 家計マイクロ・データを用いた再分配効果についての研究として、阿部（2000）、大石（2006）、府川（2006）、橋木・浦川（2006）、田中・四方（2012）、北村・宮崎（2013）、上村・足立（2015）、大野・小玉他（2018）、金田（2018）などが挙げられる。

ここで推計する金融所得のうち、通常貯金、定期貯金、普通預金、定期預金、債券等、信託等、社内預金等から稼得される金融所得については「利子所得」に分類される。他方、株式等から稼得される金融所得については、「配当所得」に分類される。本稿においては、「利子所得」および「配当所得」の合計を「金融所得」として扱う⁵⁾。

<表1 挿入>

適用する市場金利（年利）は表1のとおりである。通常貯金および定期貯金については、財務省『財政金融統計月報』およびゆうちょ銀行ホームページにて公表されている金利を用いる。通常貯金については通常貯金と通常貯蓄貯金があるが、本稿では通常貯金の金利を用いる。また、定期貯金については、宇南山・大野（2017）にて用いられている値を参考に、定額貯金（3年以上）の金利を用いる。次に、普通預金および定期預金、株式等、債券等についても、『財政金融統計月報』を用いる。普通預金については、通知預金や納税準備預金なども含まれているが、ここでは最も一般的と思われる普通預金の金利を用いる。また、定期預金については、預入金額や期間によって金利が多岐に渡る。そこで本稿では、『全消』における保有定期預金の中央値が1989年で200万円、2014年で355万円であること、日本銀行『資金循環統計』によると預入期間1年以上2年未満の定期預金額が定期預金全体の50%ほどを占めていることから、定期預金平均金利（新規受入分平均金利、300万円未満、1年以上2年未満）を用いる。株式等については、高山・舟岡他（1989）を参考に、東証一部上場企業の有配当会社株式平均利回りをを用い、債券等については、10年物国債金利を用いる。また、信託等については、1989～2004年までは『財政金融統計月報』にて記載の5年もの貸付信託予定配当率を用いる。2009年、2014年については、2015年時点の三菱UFJ信託銀行の5年もの金銭信託予定配当率を用いる⁶⁾。最後に、社内預金等については、宇南山・大野（2017）を参考に、定期貯金と同様の金利を用いることとする。

2.3 理論値の利用可能性の検討

ここでは、高山・舟岡他（1989）が指摘している金融所得の記入値の傾向（無記入やおおまかな記入の世帯が多いものの、金融資産と利子・配当所得との関係は市場の利子率をかなりの確に反映している点）を確認する。その上で、推計した金融所得の理論値の利用可能性を検討する。なお、ここでは1989年、2014年調査を用いた結果のみを紹介する。

図1は、横軸に「年収・貯蓄等調査票」の金融資産現在高、縦軸に金融所得（利子・配当所得）をプロットした図（1989年、2014年）である。1989年、2014年ともに金融所得記入値が未記入（0円）の世帯が極めて多く（8割以上）、10万円の倍数を記入している世帯（おおまかな記入をしている世帯）も目立つ。また、金融所得について未記入もしくは大まかな記入の世帯を除いた場合、特に1989年の図に基づくと、市場の利子率を反映している。

<図1 挿入>

⁵⁾ 金融資産から発生する所得としては利子・配当所得のほか、譲渡所得などのいわゆるキャピタルゲインもあるが、データ制約から本稿ではこれを扱わない。

⁶⁾ 日本経済新聞「信託銀各行、金銭信託の予定配当率下げ」（2016年2月19日付）を参考にした。

他の年についても、記入値の傾向については、前述の高山・舟岡他（1989）にて指摘されている傾向と概ね同様であることが確認された。従って、金融所得については記入値をそのまま利用するのではなく、「年収・貯蓄等調査票」の金融資産残高から推計した理論値で補完する必要がある。

次に、「無記入または大まかな記入の世帯を除いた場合の記入値」と「理論値」の乖離について調べ、双方が整合的かどうかを検証する。双方の比較に際しては、乖離額、乖離率（対記入値比）、乖離率（対総所得比）の3つの指標を用いる。それぞれ、下記の計算式で算出している。

$$\begin{aligned}\text{乖離額} &= \text{金融所得額（記入値）} - \text{金融所得額（理論値）} \\ \text{乖離率（対記入値比）} &= \text{乖離額} \div \text{金融所得額（記入値）} \\ \text{乖離率（対総所得比）} &= \text{乖離額} \div \text{年間収入}\end{aligned}$$

図2、3は、それぞれ1989年、2014年の乖離額の分布を示している。まず1989年について確認する。図2をみると、全観測値の場合には乖離額の分布が負の方向に偏っているものの、無記入や大まかな記入の世帯を除いた場合には、乖離額の分布は概ねゼロを中心として左右対称となる。乖離額の平均値は、全世帯では▲9.46万円であるが、無記入や大まかな記入の世帯を除くと▲3.55万円となっており、記入値と理論値の乖離が低下することが確認できる。また、無記入や大まかな記入の世帯を除いた場合の乖離率については、対記入値比で平均▲2.38%と小さく、対総所得比では平均▲0.02%とさらに乖離率は低下している。次に2014年について確認する。図3をみると、全観測値の場合と無記入や大まかな記入の世帯を除いた場合の双方にて、乖離額の分布は概ねゼロを中心として左右対称となっている。乖離額の平均値は、全世帯では1.83万円であるが、無記入や大まかな記入を除くと、19.37万円となっている。無記入や大まかな記入を除いた場合の方が全世帯の場合よりも乖離額が大きくなっているが、2014年は理論値がほとんどゼロの世帯が非常に多いために、記入値の大きい少数の世帯の影響を強く受けていることが原因だと考えられる。他方、無記入や大まかな記入の世帯を除いた場合の乖離率については、対記入値比で平均▲0.11%と小さく、対総所得比では平均0.04%とさらに乖離率は縮小している。

<図2、図3挿入>

以上のように、1989年と2014年では、金融資産の収益率が異なることから傾向に違いはあるものの、無記入や大まかな記入の世帯を除いた場合の乖離額の分布は概ねゼロを中心として左右対称となっており、また、乖離率の平均値についても十分に小さい値となっている。これらのことから、理論値は、記入の信頼性が比較的高いと思われる記入値と整合的である点が確認された。理論値は、集計したマクロの値についてはバイアスがほとんどない推計値をもたらし、それゆえ実態評価にも利用可能な精度を持っていることが示唆される。

㊦ ここで比較対象としている金融所得の記入値について、その妥当性を考察した先行研究はまだない。そのため、本稿では記入の信頼性が高いと思われるサンプルのみを用いて記入値と理論値の比較を行った。各種統計の特徴を理解する上でも、金融所得の記入値に関する考察が求められる。

3. 税負担額の推計と実態の把握

3.1 金融所得以外の収入の推計

金融所得以外の収入については、「家計簿」の月間収入ではなく「年収・貯蓄等調査票」の年間収入を使用して推計する。

『全消』の「年収・貯蓄等調査票」では、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のように「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の収入の按分を行う。

まず「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別（男性・女性）×年齢階層別（15～19歳，20～29歳，30～39歳，40～49歳，50～59歳，60～69歳，70歳～）の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分する。

また、「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

3.2 所得税・住民税・社会保険料負担額の推計方法⁸⁾

所得税・住民税負担額を推計するにあたっては、社会保険料控除で使用する社会保険料の額も推計する必要がある。本稿では（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、またその世帯主と各世帯員の続き柄，年齢，職業，収入に関する状況から税制・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を特定する。

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならない。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全消』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を対象として合計所得を計算する。算出した合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算し、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用することで、所得税負担額と住民税負担額を推計する。

3.3 金融所得課税負担額の推計方法

推計した金融所得の理論値に現実の税制を適用して、利子所得課税負担（利子所得に係る所得税・住民税）および配当所得課税負担（配当所得に係る所得税・住民税）について、それぞれ理論値を推計する。

利子所得課税については、1999年までは65歳以上の世帯員は老人等の少額貯蓄非課税制度等（マル優）

⁸⁾ 所得税・住民税・社会保険料負担額の詳しい推計方法については、補論を参照のこと。

による非課税枠を最大限活用すると仮定する⁹⁾。具体的には、まず「1人当たりのマル優適用限度額×65歳以上の世帯員数」を世帯のマル優限度額とする。その上で、利子所得稼得能力の高い、金利の高い資産から優先的に、世帯のマル優限度額までマル優を適用し、マル優対象資産から稼得される利子所得については非課税とする¹⁰⁾。また、2014年については、復興特別所得税も考慮する。

配当所得課税については、配当源泉資産（株式等）の状況（上場・非上場の別や、発行済み株式総数に占める保有の割合、株式と株式投資信託の別など）によって課税方式が異なるが、『全消』ではデータ制約から配当源泉資産の状況については把握できない。そこで、本稿では配当所得は一律に上場株式等の配当等とみなし、発行済み株式総数に占める保有割合などの状況は考慮しないこととする。このような前提の上で、配当所得課税については、総合課税と分離課税（源泉分離もしくは申告分離）の選択が可能であることから、世帯ごとに税負担額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、配当税額控除についても考慮する。なお、ここでは配当税額控除を最大限活用することを想定して、（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、世帯主がすべての配当所得を稼得しているものとする。すなわち、世帯ベースで推計している配当所得をすべて世帯主の所得としている。

3.4 金融資産、金融所得および税負担の実態

ここでは、まず金融所得の源泉となっている金融資産の現状について示す。その上で、推計した理論値を用いて、金融所得およびその税負担の実態について示す。なお、資産、所得および税負担の各水準はすべて等価世帯ベースを使用する。

3.4.1 金融資産の実態の把握

図4は、1989～2014年の保有金融資産の平均値および変動係数を示している¹¹⁾。金融資産は25年間で増加し続けており、1989年に368.76万円であった利子源泉資産は2014年には726.43万円と、およそ2倍にまで増大している。配当源泉資産も同様に、1989年に85.11万円であった配当源泉資産は2014年には113.09万円と、およそ1.3倍にまで増大している。他方、図は割愛するが、若年世帯（世帯主年齢65歳未満）と高齢世帯（世帯主年齢65歳以上）で比較してみると、高齢世帯に金融資産が偏っている。例えば2014年においては、若年世帯の利子源泉資産が538.35万円であるのに対して、高齢世帯では1011.78万円であり、若年世帯のおよそ1.9倍である。配当所得源泉資産についても同様に、若年世帯で69.63万円である一方、高齢世帯では179.02万円であり、若年世帯のおよそ2.6倍である。この傾向は他の年度においても同様であり、家計の金融資産は高齢世帯が主に保有していることが示される。他方、資産格差については、若年世帯も高齢世帯もフルサンプルの場合と同様に、90年代前半に縮小している。その後、横ばいの傾向にあったが、2009年以降はわずかではあるが拡大傾向にある。

<図4挿入>

⁹⁾ ここでのマル優とは、老人等の少額貯蓄非課税制度（貯蓄マル優）・郵便貯金非課税制度（郵貯マル優）・少額公債非課税制度の3制度を指す（1999年まで）。財形住宅（年金）貯蓄非課税制度はデータ制約上の問題があるため考慮しない。

¹⁰⁾ 具体的には、貯蓄マル優は、債券等→信託等→社内預金等→定期貯金→定期預金→普通預金→通常貯金の順番に適用する。郵貯マル優は、定期貯金→通常貯金の順番に適用する。

¹¹⁾ ここでは、格差の指標として変動係数を用いており、数値が大きいほど格差は大きい。

3.4.2 金融所得の実態の把握

図5は、1989～2014年の稼得金融所得の平均値および変動係数を示している。保有金融資産が増大傾向にある一方で、金融所得は減少傾向にあり、1989年に14.12万円であった金融所得は2014年には2.3万円と、およそ6分の1にまで減少している。これは利子所得が1999年以降に大幅に減少していることが原因となっている。利子所得は1989年には13.72万円であったものが2014年には0.47万円と10分の1以下にまで減少している。

利子所得の減少の背景には、日本銀行による金融政策がある。1980年代末のバブル崩壊後、日銀は政策金利である無担保コールレート（翌日物）を段階的に引き下げ、1999年2月にはゼロ金利政策を実施した。日銀の金融政策に伴い利子源泉資産の金利も低下していき、1999年以降、利子所得は大幅に減少した。

一方で、配当所得は増加傾向にあり、2009年以降は1990年代前半の4倍程度まで増加している。1999年以降は配当源泉資産を保有する一部の世帯の金融所得のみ増加し、結果として金融所得格差が拡大している。

他方、図は割愛するが、金融所得の推移について若年世帯と高齢世帯で比較してみる。金融所得の平均稼得額は1989年には若年世帯で12.3万円、高齢世帯で25.85万円である一方、2014年には若年世帯で1.43万円、高齢世帯で3.63万円となっており、1989年には13.55万円あった世代間の稼得額の差が2014年には2.2万円にまで減少している。利子所得の減少によって金融所得全体が減少した1999年以降、高齢世帯と若年世帯の間における稼得金融所得の差は大きく縮小している。

収益率がどれだけ金融所得の稼得状況に影響を及ぼしているか確認するために、2014年のデータ・制度に対して1989年の収益率を適用するシミュレーションを行う（図6）。ここでは、金融資産の収益率の変化によって金融所得の稼得状況が大きく変わることが示されている。全世帯の場合には、2014年の収益率を用いた際の金融所得が2.3万円である一方、1989年の収益率を用いた際には21.46万円となっており、10倍近く増加している。また、21.46万円という数値は1989年当時と比較しても1.5倍ほど大きい数値であり、仮に2014年まで1989年の金利水準が維持されていた場合、金融資産残高の増加に伴って、金融所得も増加していったと考えられる。また、1989年の収益率を用いた場合、特に高齢世帯において金融所得が増大しており、1989年当時よりも若年世帯と高齢世帯の稼得金融所得の差は大きくなっている。

<図5、図6挿入>

3.4.3 金融所得課税負担の実態の把握

図7は、1989～2014年の税負担率（対総所得比）の平均値を示している。金融所得が減少するに伴って金融所得課税負担も減少している。金融所得課税負担率は1989年時点において既に0.66%と小さかったが、1999年以降はゼロ近辺にまで低下している。所得税および住民税と比較しても負担率は非常に小さく、金融所得課税は家計の負担にほとんどなっていない点が確認される。他方、図は割愛するが、負担率の推移について高齢世帯と若年世帯で比較してみると、どちらもほぼ同水準であり、全世帯の場合と同様の形で推移している。金融所得の稼得額について1990年代前半までは高齢世帯と若年世帯で顕著に差があったにも関わらず、金融所得課税負担率については高齢世帯と若年世帯であまり差が無い。この点について、金融所得課税負担は金融資産の収益率だけでなく、マル優のような税制の影響も受けているものと考えられる。そこで、収益率および税制の変化が金融所得課税負担にどれだけ影響を及ぼしているのか、シミュレーションによって明らかにする。

図8は、2014年のデータ・制度に対して1989年の収益率を適用するシミュレーションにおける税負担率の変化を示している。金融所得と同様に、収益率の変化によって金融所得課税負担もまた大きく変わることが示されている。全世帯の場合、2014年の収益率を用いた場合には0.07%であった負担率が、1989年の収益率を用いると1.17%にまで増大している。仮に2014年まで1989年の金利水準が維持されていた場合、金融所得の増加とともに金融所得課税負担率も上昇していたと考えられる。また、1989年の収益率を適用した場合、特に高齢世帯の負担率は大きく上昇している。所得税負担率が2.23%、住民税負担率が2.31%であるのに対して金融所得課税負担率は1.7%であり、所得税および住民税と遜色ない水準まで負担率が上昇している点が確認される。

図9は、1989年においてマル優が無かった場合のシミュレーションを行い、マル優の効果について示している。高齢世帯では、マル優が無い場合には金融所得課税負担率が1.48%まで上昇しており、マル優が有る場合の2倍程度にまで負担率が上昇している。若年世帯と比較しても、マル優が有る場合には同程度であった金融所得課税負担率が、マル優が無い場合には若年世帯の2倍程度にまで増大している。金融資産および金融所得については高齢世帯に偏っていた一方で、金融所得課税負担についてはマル優によって高齢世帯の負担率が低下しており、高齢世帯が優遇されていた実態が示されている。

<図7, 図8, 図9挿入>

4. 再分配効果の変化の要因分解

4.1 再分配効果の指標と要因分解の方法

本節では、大野・小玉他（2018）と同様の方法にて再分配効果の変化の要因分解を行う¹²⁾。再分配効果の指標として「税負担を通じた所得格差の変化分」、すなわち総所得から可処分所得にかけての格差変化分を使用する¹³⁾。ここでの税負担は、所得税・住民税・金融所得課税（利子・配当所得に係る所得税・住民税の合計）を扱う¹⁴⁾。また、所得および税負担の各水準は等価世帯ベースを使用する。

格差の指標としては変動係数（以下、CV）を用いる。所得の標準偏差を σ 、平均を μ とすると、CVは以下のように表記できる。

$$CV = \frac{\sigma}{\mu} \quad (1)$$

再分配効果を計測するにあたっては、まず、ある年の世帯・収入情報（データ）に当該年の制度を適用して各世帯の税・保険料負担額を推計する。その上で、総所得ベースおよび可処分所得ベースで捉える所得格差の差から、当該年における再分配効果を計測する。ここでは一般型として、 i 年のデータを d_i とし、その下で計算される総所得の格差を $CV(d_i)$ と表記する。また、 j 年の制度を p_j とし、 i 年のデータと j 年の制度の

¹²⁾ 大野・小玉他（2018）では税・社会保険料における再分配効果の変化の要因分解を行っている。なお、税・社会保険料には所得税、住民税、消費税、社会保険料を含むが、所得税・住民税に金融所得課税分は含んでいない。

¹³⁾ 所得の概念として、①当初に稼得する「当初所得」、②当初所得に社会保障給付を加えた「総所得」、③総所得から税負担額を除いた「可処分所得」がある。通常、総所得から税・保険料等の非消費支出を除いたものが可処分所得とされるが、本稿においては税負担の再分配効果に注目するため、社会保険料負担は考慮しない。

¹⁴⁾ ここでの所得税・住民税には、金融所得課税は含めない。

下で計算される可処分所得の格差を $CV^*(d_i, p_j)$ と表記する。このとき、データ年 i と制度年 j の下で計算される再分配効果は以下のように表記できる。

$$RE_{i,j} = CV^*(d_i, p_j) - CV(d_i) \quad (2)$$

ここでは時点間比較に注目するため、基準年を 0、比較年を 1 とする。このとき、可処分所得で捉える所得格差の変化分は以下のように分解できる。

$$\begin{aligned} CV^*(d_1, p_1) - CV^*(d_0, p_0) &= CV(d_1) - CV(d_0) \\ &\quad + \{CV^*(d_1, p_0) - CV(d_1)\} - \{CV^*(d_0, p_0) - CV(d_0)\} \\ &\quad + \{CV^*(d_1, p_1) - CV(d_1)\} - \{CV^*(d_1, p_0) - CV(d_1)\} \\ &= CV(d_1) - CV(d_0) \cdots (a) \\ &\quad + (RE_{1,0} - RE_{0,0}) \cdots (b) \\ &\quad + (RE_{1,1} - RE_{1,0}) \cdots (c) \end{aligned} \quad (3)$$

(3) 式は基準年と比較年における所得格差（可処分所得ベース）の変化を 3 つの要素に分解している。右辺第 1 項は、「(a) 総所得の格差変化」を表している。第 2 項は、基準年の制度を利用してデータの年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「仮に制度変更がなかった場合に所得分布や人口構成などの変化が再分配効果に及ぼした影響」を計測する。税制が経済安定化に果たす役割をビルトイン・スタビライザー（自動安定化装置）と呼ぶが、ここでは制度が所得格差の変化を抑える役割に着目して、第 2 項を「(b) ビルトイン効果要因」と呼ぶことにする¹⁹。第 3 項は、比較年のデータを利用して制度の年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「制度変更それ自体が再分配効果に及ぼした真の寄与」を計測する。ここでは、これを「(c) 制度変更要因」と呼ぶことにする。また、ビルトイン効果要因と制度変更要因の合計が再分配効果の変化を表す。

再分配効果の計測にあたっては、「収益率変化」の場合（金融資産の収益率について、基準年・比較年それぞれが当該年の収益率を使用する場合）と、「収益率固定」の場合（金融資産の収益率について、基準年・比較年のどちらも基準年の収益率を使用する場合）について計測する。また、「収益率固定」の場合については、「配当源泉資産収益率のみ固定」の場合と「利子源泉資産収益率のみ固定」の場合のそれぞれについても計測する。その上で、計測結果の比較を通じて、収益率の違いが所得格差や再分配効果の大きさに与える影響について考察する。

4.2 計測結果

図 10 は、要因分解に関する計測結果について、5 年ごとの比較を行っている。縦軸は格差の変化分を表し、プラスは格差拡大、マイナスは格差縮小を意味する。ここでは、所得税・住民税（金融所得課税も含む）は

¹⁹ 再分配効果を制度変更要因と非制度変更要因に分解する取り組みは先行研究として、Bargain and Callan (2010) や Bargain (2012) がある。

総所得の格差変化を抑制しており、その特徴は特にビルトイン効果要因によって特徴づけられている。例えば、1989年から1994年にかけて総所得の格差が拡大しているのに対して、再分配効果は格差縮小に寄与している。また、1994年から1999年にかけて総所得の格差が縮小しているのに対して、再分配効果は格差拡大に寄与している。すなわち、総所得の格差が上昇する局面で税は格差縮小に寄与し、総所得の格差が低下する局面で税は格差拡大に寄与している。結果として、可処分所得の格差変化を総所得に比べて小さいものになっている。他方、これまでのところ、過去の制度変更は格差縮小に寄与してこなかったことも示されている。なお、こうした傾向は「収益率変化」の場合と、「収益率固定」の場合で大きな違いはない。

再分配効果の変化についてより詳細に分析するため、税目別で要因分解を行う。表2は、1989年から2014年にかけての所得格差の変化の要因分解を、「収益率変化」「収益率固定」「配当源泉資産収益率のみ固定」「利子源泉資産収益率のみ固定」の4パターンについて税目別に示したものである。プラスは格差拡大、マイナスは格差縮小を意味する。まず、「収益率変化」の場合、所得税および住民税が格差変化に影響を与えている。所得税および住民税のビルトイン効果要因が総所得の格差拡大を吸収している一方で、制度変更要因は格差拡大に寄与しており、結果として可処分所得の格差が拡大している。他方、金融所得課税は再分配効果としての寄与はほとんど確認されない。次に「収益率固定」の場合、各税負担の傾向は基本的に変わらないが、総所得の格差変化が大きく異なる。すなわち、「収益率固定」の場合では総所得の格差上昇が小さく、またその結果として可処分所得の格差上昇も小さい。この点について、「配当源泉資産収益率のみ固定」の場合と「利子源泉資産収益率のみ固定」の場合の計測結果に注目すると、「利子源泉資産収益率のみ固定」の場合において総所得の格差上昇が大きいことが確認される。すなわち、1989年から2014年までの25年間に於いて、利子源泉資産の収益率低下が総所得格差の上昇要因になっていたと言える。換言すると、金融資産の収益率について1989年当時の水準を維持できていれば、総所得および可処分所得の所得格差上昇を抑制できたと言える。

<図10, 表2挿入>

5. 結論

本稿では、『全消』の個票データ（1989～2014年調査）を利用し、家計の金融所得と税負担の実態を明らかにした。まず、金融所得について、『全消』の記入値は不正確である可能性が指摘されていることから、理論値を構築するとともに、推計した理論値について利用可能性を検証した。その結果、金融所得の理論値は信頼性が高いと考えられる記入値との比較を通じて、平均的にはほぼ乖離がなく、双方は整合的であることが確認された。

次に、構築した金融所得の理論値を用いて、金融資産、金融所得および税負担の実態を考察したところ、家計の金融資産残高が増加傾向にある一方で、金融所得および税負担は減少傾向にあることが確認された。特に高齢世帯については若年世帯よりも金融資産の保有が大きい一方で、金融所得の減少は若年世帯よりも顕著であった。他方、金融所得課税負担については、高齢世帯と若年世帯の間にはほとんど差が無かった。また、これらの内容についてさらに掘り下げるために、金融資産の収益率およびマル優が金融所得と金融所得課税負担に及ぼす影響を調べるシミュレーションを行った。その結果、金融所得と金融所得課税負担が減少している主な要因は、金融資産の収益率の低下であることが明らかにされた。背景には、日銀の金融政策の影響がある。ゼロ金利政策に代表される1990年代の日銀の金融政策以降、利子源泉資産の収益率が大幅

に低下した。その結果、家計金融所得の大部分を占めていた利子所得が大幅に減少し、金融所得全体が減少傾向となった。また、税制が金融所得課税負担に及ぼす影響についてシミュレーションを行った結果、1989年においてはマル優が高齢世帯の負担を大きく軽減していることが確認された。金融所得が高齢世帯に偏っている一方、金融所得課税負担についてはマル優の存在によって高齢世帯と若年世帯の負担が同程度となっており、高齢世帯が優遇されていた実態が明らかになった。

さらに、金融所得および税負担が所得格差に与える影響を考察した。その結果、まず所得税・住民税（金融所得課税も含む）は総所得の格差変化を一定程度抑えることができている点が確認された。その特徴は特にビルトイン効果要因によって特徴づけられており、制度変更要因の寄与は限定的であった。その一方で、税目別にみると、所得税および住民税と比べて、金融所得課税は再分配効果としての寄与はほとんど確認されなかった。この結果は「収益率変化」および「収益率固定」のどちらの場合においても変わらなかった。この点について、金融所得課税負担はそもそも所得に占める割合が各年において非常に小さいことから、再分配効果への寄与も小さかったと考えられる。また、要因分解の結果、1989年から2014年にかけて、利子源泉資産の収益率低下が総所得格差の上昇要因になっていることも確認された。換言すると、金融資産の収益率について1989年当時の水準を維持できていれば、（総所得および可処分所得の）所得格差上昇を抑制できたと言える。ゼロ金利政策に代表される1990年代の日銀の金融政策については、景気の落ち込みおよび国内金融危機の深刻化を受けて行われたものであり、当時の状況に応じて採られた措置である。しかし結果として、利子源泉資産の収益率が低下し、所得格差の拡大に寄与する形となった。

以上をまとめると、金融資産における収益率の低下は、高齢世帯を中心に金融所得や税負担を減少させた一方、総所得の格差拡大に寄与した。他方で、金融所得課税については、再分配効果としての寄与はほとんど無く、このことは収益率が上昇した場合においても同様である。すなわち、仮に収益率が上がっても、現行の金融所得課税制度では再分配効果としての寄与に限界があることが示唆される。税制改革議論において、所得税の所得再分配機能の回復が求められている中、今後の金融所得課税の在り方が一層問われるのではないだろうか。

最後に、残された課題を2点述べる。1点目として、今後は金融所得の記入値について各種統計間の比較が求められる。本稿では金融所得の理論値について、その妥当性を確認する一つのアプローチとして、記入の信頼性が比較的高いと考えられるサンプルのみを用いて記入値と理論値の比較を行ったところ、双方が整合的であることが確認された。しかしながら、結果の頑健性を高めるためには、比較対象としての記入値の妥当性を必要とする。各種統計の特徴を確認する意味でも、まずは金融所得の記入値に関する統計間比較が求められる。2点目は、『全消』のデータ制約により分析対象が限定されている点である。税制（特に総合課税の要素を含む所得税・住民税）の考察において、『全消』は家計の属性や所得等について豊富な情報を有している点で大変魅力的ではあるが、他方でデータの制約から超富裕層がサンプルから落ちやすいこと、また、金融資産から発生するキャピタルゲイン（ロス）について考慮できていないところがある。金融所得と税負担の実態についてより精緻に分析するためには、超富裕層がサンプルに含まれていることやキャピタルゲイン（ロス）を考慮することも必要であり、こうした特徴を含む統計データを利用した分析も求められる。

A1 税・社会保険料負担額の推計方法

補論では、本文第3節にて言及している所得税・住民税・社会保険料負担額の推計方法について、その詳しい推計方法を説明する。なお、推計方法は大野・小玉他（2018）に依拠したものである。

A1.1 社会保険料負担額の推計方法

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならない。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

A1.1.1 公的年金保険料

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×30時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者（第2号被保険者）、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料（例えば2014年は15,250円／月を年間ベースにしたもの）を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

A1.1.2 健康保険料

加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（ただし、制度導入後の2009年と2014年のみ）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）の加入者、それ以外を国民健康保険の加入者とした。また、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被扶養者とした。

保険料については、健康保険（被用者保険）の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は『国民健康保険実態調査』から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

A1.1.3 介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都道府県の保険料基

準額の全国平均（加重平均）を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険の加入者は『国民健康保険実態調査』から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。（ただし、利用統計の特徴から2009年と2014年のみでこの方法を適用した。2009年より前の年については健康保険料に合算して推計している。）ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険（被用者保険）の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険（被用者保険）の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

A1.1.4 雇用保険料

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額（例えば2014年は「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」）よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率（例えば2014年は0.5%）を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

A1.2 所得税・住民税負担額の推計方法

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。

$$\begin{aligned}
 \text{給与所得} &= \text{「勤め先からの年間収入」} - \text{給与所得控除} \\
 \text{年金所得} &= \text{「公的年金・恩給」} + \text{「企業年金・個人年金受取金」} \\
 &\quad - \text{公的年金等控除} \\
 \text{事業者所得} &= \text{「農林漁業所得」} + \text{「農林漁業以外の事業所得」} \\
 &\quad + \text{「内職などの年間収入」} \\
 \text{不動産所得} &= \text{「家賃・地代の年間収入」} \\
 \text{合計所得} &= \text{給与所得} + \text{年金所得} + \text{事業所得} + \text{不動産所得}
 \end{aligned}$$

次に、合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除・配偶者（特別）控除・扶養控除・老年者控除（2004年まで）・社会保険料控除である。なお、社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。また、調査票から得られない情報による控除（障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は考慮していない。具体的には以下のとおりに計算する。

$$\begin{aligned}
 \text{仮課税所得1} &= \text{合計所得} - \text{基礎控除} - \text{社会保険料控除} - \text{老年者控除} \\
 \text{仮課税所得2} &= \text{仮課税所得1} - \text{配偶者控除} - \text{配偶者特別控除} \\
 \text{課税所得} &= \text{仮課税所得2} - \text{扶養控除}
 \end{aligned}$$

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・老年者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得 1 とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得 1 が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、仮課税所得 2 とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得 2 が最大の世帯員に扶養控除を適用し、課税所得とする。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用し、所得税負担額と住民税の負担額を推計する。ここでは定率減税等（1994 年から 2006 年まで）も考慮している。

参考文献

1. 阿部彩（2000）「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『季刊社会保障研究』Vol. 36 No. 1, 67-80頁。
2. 上村敏之・足立泰美（2015）『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社。
3. 宇南山卓・大野太郎（2017）「日本の世帯属性別貯蓄率の動向について」, RIETI Discussion Paper Series 17-J-035。
4. 大石亜希子（2006）「所得格差の動向とその問題点」貝塚啓明・財務総合政策研究所編『経済格差の研究－日本の分配構造を読み解く－』中央経済社, 19-36頁。
5. 大野太郎・小玉高大・松本龍太郎（2018）「税・社会保険料における再分配効果の変化の要因分解－制度変更要因の抽出－」『フィナンシャル・レビュー』第134号, 206-223頁。
6. 大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学（2015）「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号, 40-58頁。
7. 金田陸幸（2018）『個人所得課税の公平性と効率性－マイクロシミュレーションによる実証分析－』日本経済評論社。
8. 北村行伸・宮崎毅（2013）『税制改革のミクロ実証分析－家計経済からみた所得税・消費税－』岩波書店。
9. 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸（1989）「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』116号, 1-93頁。
10. 多田隼士・大野太郎・宇南山卓（2016）「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」, PRI Discussion Paper Series 16A-02。
11. 橋本俊詔・浦川邦夫（2006）『日本の貧困研究』東京大学出版会。
12. 田中聡一郎・四方理人（2012）「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」, ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ第25号。
13. 田中聡一郎・四方理人・駒村康平（2013）「高齢者の税・社会保障負担の分析－『全国消費実態調査』の個票データを用いて－」『フィナンシャル・レビュー』第115号, 117-133頁。
14. 土居丈朗（2018）「株高の裏で、「金融所得」増税が浮上している－所得格差是正には、これしか残っていない－」<https://toyokeizai.net/articles/-/205276>（東洋経済オンライン 2018年1月22日参照）。
15. 林宏招（2016）「所得・資産の格差と税制」日本財政学会編『アベノミクスと税財政改革』有斐閣, 20-24頁。
16. 府川哲夫（2006）「世帯の変化と所得分配」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配－格差拡大と政策の役割－』東京大学出版会。
17. 前田佐恵子（2015）「家計の金融資産・負債について」『フィナンシャル・レビュー』第122号, 80-102頁。
18. 森信茂樹（2016）「金融所得課税への課税強化と二元的所得税」, 『政策提言－税と社会保障のグランドデザインを－』東京財団政策研究所, 48-57頁。
19. 吉井一洋・是枝俊悟・金本悠希・小林章子（2018）「金融所得、税率引上げ検討？－金融所得税率引き上げは、富裕層課税強化にみせかけた大衆増税－」<https://www.dir.co.jp/report/research/law->

[research/tax/20180302_012801.pdf](#) (大和総研グループリサーチレポート2018年3月2日参照)。

20. Bargain, O. (2012), “The Distributional Effects of Tax-benefit Policies under New Labour: A Decomposition Approach,” *Oxford Bulletin of Economics and Statistics* 74 (6), pp.856-874.
21. Bargain, O. and T. Callan (2010), “Analysing the Effects of Tax-benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach,” *Journal of Economic Inequality* 8 (1), pp.1-21.
22. Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016), “Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009,” *FinanzArchiv*, 72 (3), pp334-368.
23. Ohno, T. and T. Kodama (2017), “Estimation of Tax and Social Insurance Burden on Households: Verification of the Validity and Assessment of Actual Status,” PRI Discussion Paper Series No.17A-02.

表1 各資産に適用する利率

(年利)	通常貯金	定期貯金	普通預金	定期預金	株式・株式 投資信託	債券・公社 債投資信託	貸付・金銭 信託	社内預金・ その他
1989年	1.77%	4.03%	0.35%	3.78%	0.47%	5.16%	5.03%	4.03%
1994年	1.32%	2.44%	0.22%	1.87%	0.76%	4.36%	2.63%	2.44%
1999年	0.08%	0.20%	0.07%	0.27%	1.04%	1.74%	0.48%	0.20%
2004年	0.01%	0.06%	0.00%	0.05%	1.20%	1.50%	0.03%	0.06%
2009年	0.05%	0.22%	0.04%	0.22%	2.30%	1.35%	0.05%	0.22%
2014年	0.03%	0.04%	0.02%	0.05%	1.62%	0.55%	0.05%	0.04%

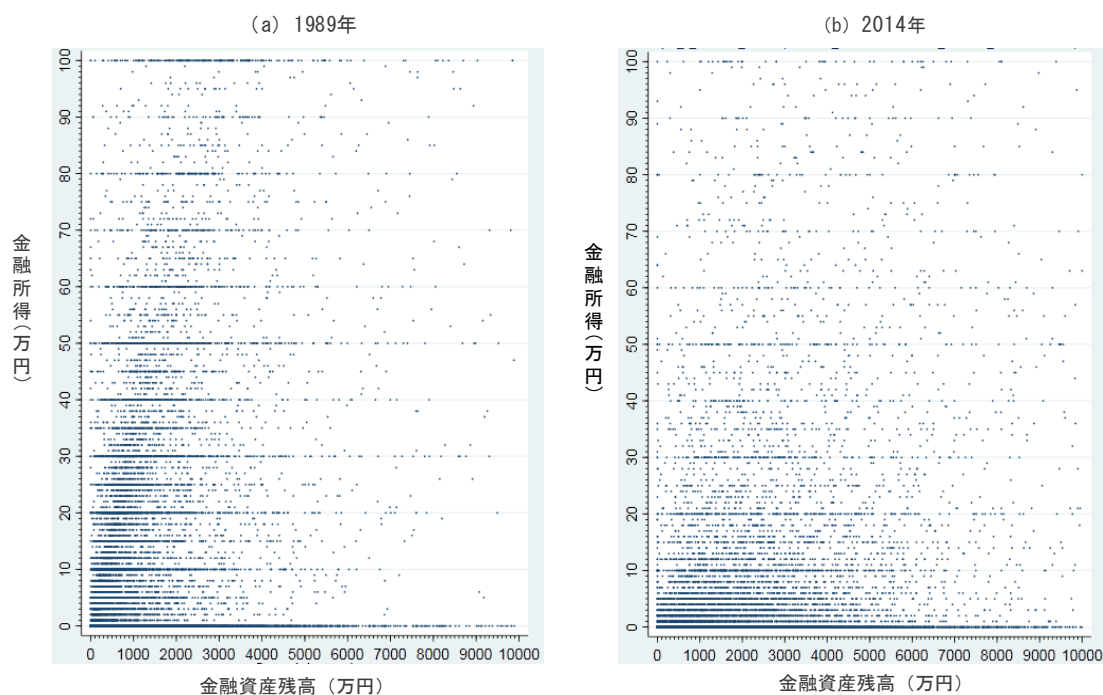
(出所) 財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』, ゆうちょ銀行 HP「貯金の金利の沿革」, 日本経済新聞 (2016年2月19日付) より筆者作成。

表2 税目ごとの要因分解: 1989年から2014年の変化

	要因分解				
	所得格差変化分 (可処分所得)	所得格差変化分 (総所得)	ビルトイン効果 要因	制度変更 要因	再分配効果 変化分
収益率変化の場合					
所得税・住民税	0.064	0.052	-0.020	0.032	0.012
所得税	0.056	0.052	-0.015	0.019	0.004
住民税	0.061	0.052	-0.007	0.016	0.009
金融所得課税	0.053	0.052	0.000	0.001	0.001
収益率固定の場合					
所得税・住民税	0.057	0.038	-0.012	0.031	0.019
所得税	0.047	0.038	-0.008	0.017	0.009
住民税	0.048	0.038	-0.005	0.015	0.010
金融所得課税	0.041	0.038	0.000	0.002	0.003
配当源泉資産収益率のみ固定の場合					
所得税・住民税	0.064	0.052	-0.020	0.032	0.012
所得税	0.055	0.052	-0.015	0.019	0.004
住民税	0.060	0.052	-0.008	0.016	0.008
金融所得課税	0.053	0.052	0.001	0.000	0.001
利子源泉資産収益率のみ固定の場合					
所得税・住民税	0.058	0.039	-0.012	0.031	0.019
所得税	0.049	0.039	-0.008	0.017	0.009
住民税	0.050	0.039	-0.004	0.015	0.010
金融所得課税	0.041	0.039	-0.001	0.003	0.002

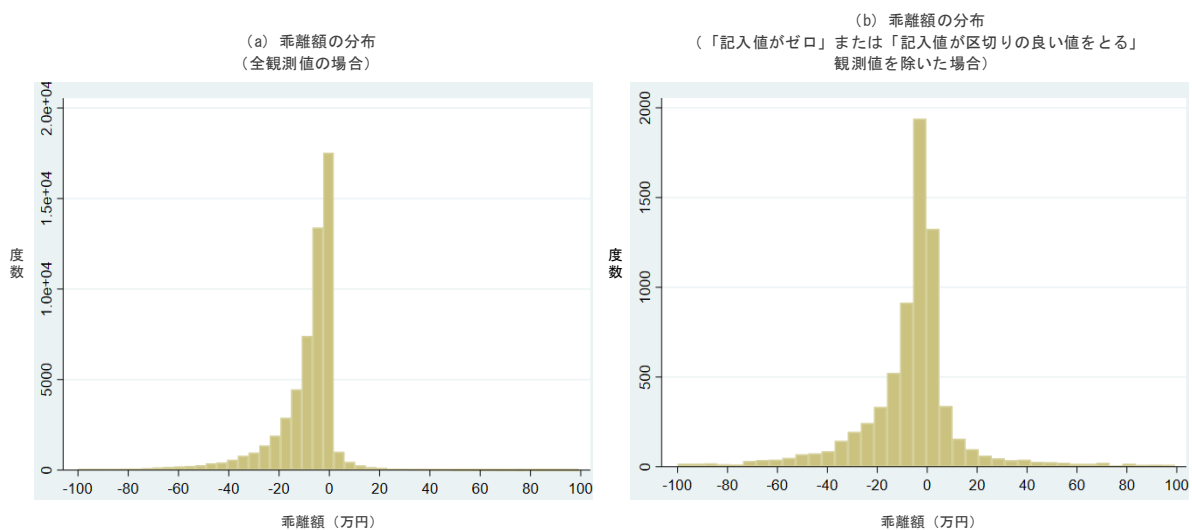
(注) 利子源泉資産収益率とは通常貯金, 定期貯金, 普通預金, 定期預金, 債券等, 信託等, 社内預金等の収益率を指す。配当源泉資産収益率とは株式等の収益率を指す。

図1 金融所得記入値の分布：散布図



(注) ここでは金融所得100万円以下かつ金融資産残高1億円以下の世帯の分布を示している。

図2 乖離額の分布 (1989年)：ヒストグラム

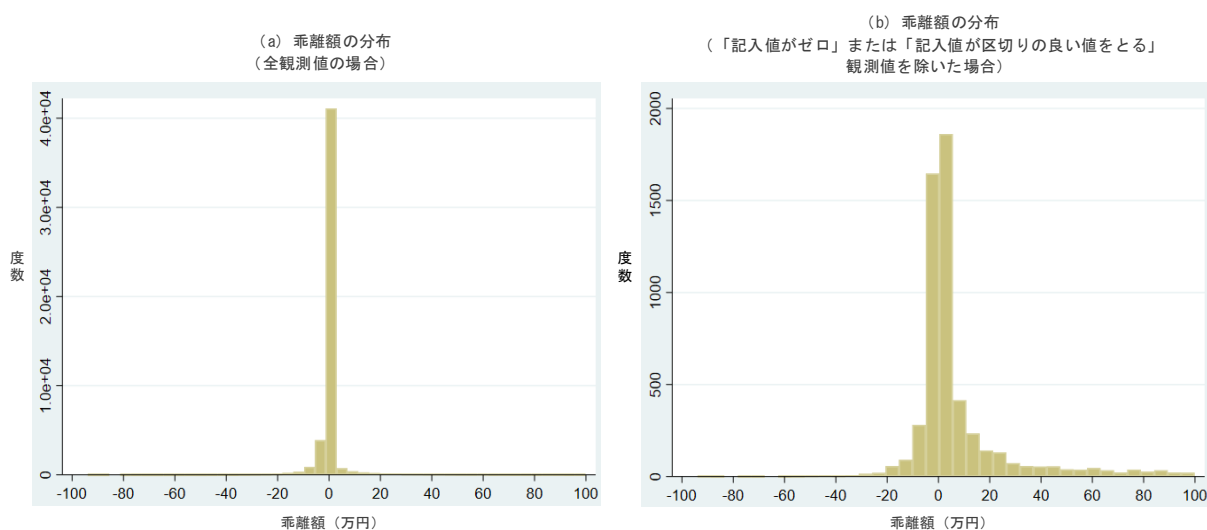


(注1) ここでは乖離額▲100万円以上100万円以下の世帯の分布を示している。

(注2) 乖離額 = 金融所得額(記入値) - 金融所得額(理論値)

(注3) 区切りの良い値とは10から100までの間の10の倍数の記入値を指す。

図3 乖離額の分布（2014年）：ヒストグラム

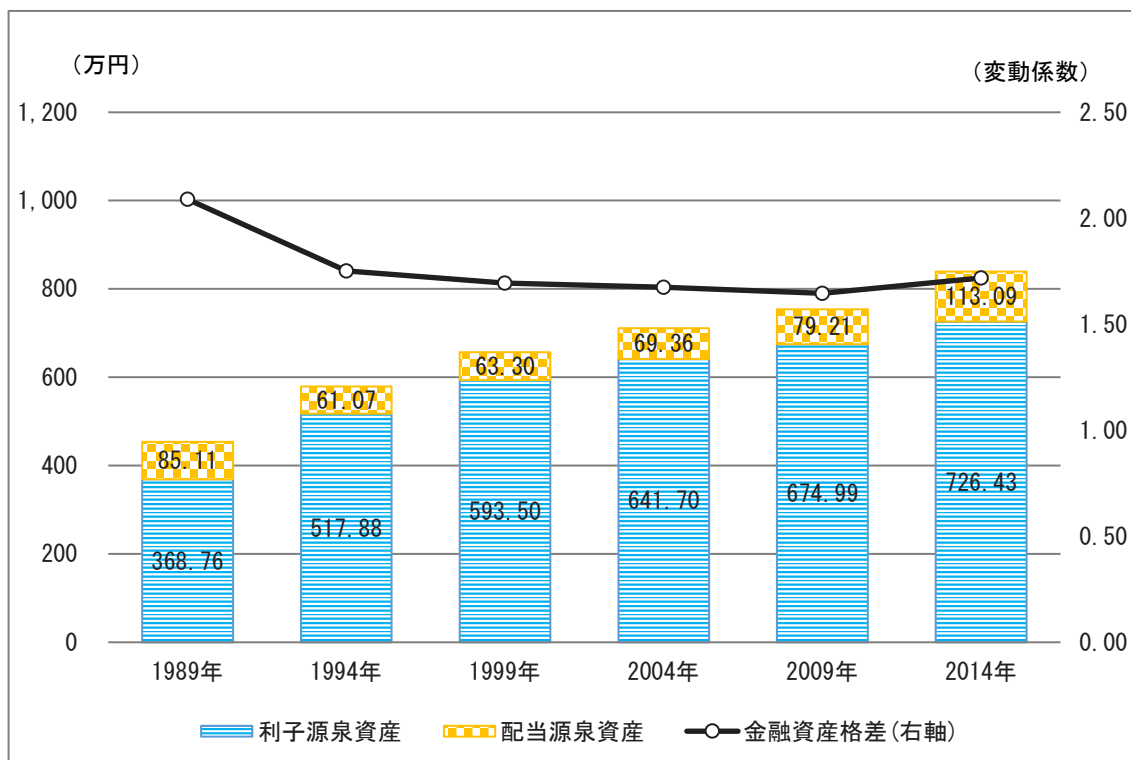


(注1) ここでは乖離額▲100万円以上100万円以下の世帯の分布を示している。

(注2) 乖離額 = 金融所得額（記入値）－ 金融所得額（理論値）

(注3) 区切りの良い値とは10から100までの間の10の倍数の記入値を指す。

図4 金融資産の推移（1989～2014年）



(注) 利子源泉資産とは通常貯金、定期貯金、普通預金、定期預金、債券等、信託等、社内預金等を指す。配当源泉資産とは株式等を指す。

図5 金融所得の推移（1989～2014年）

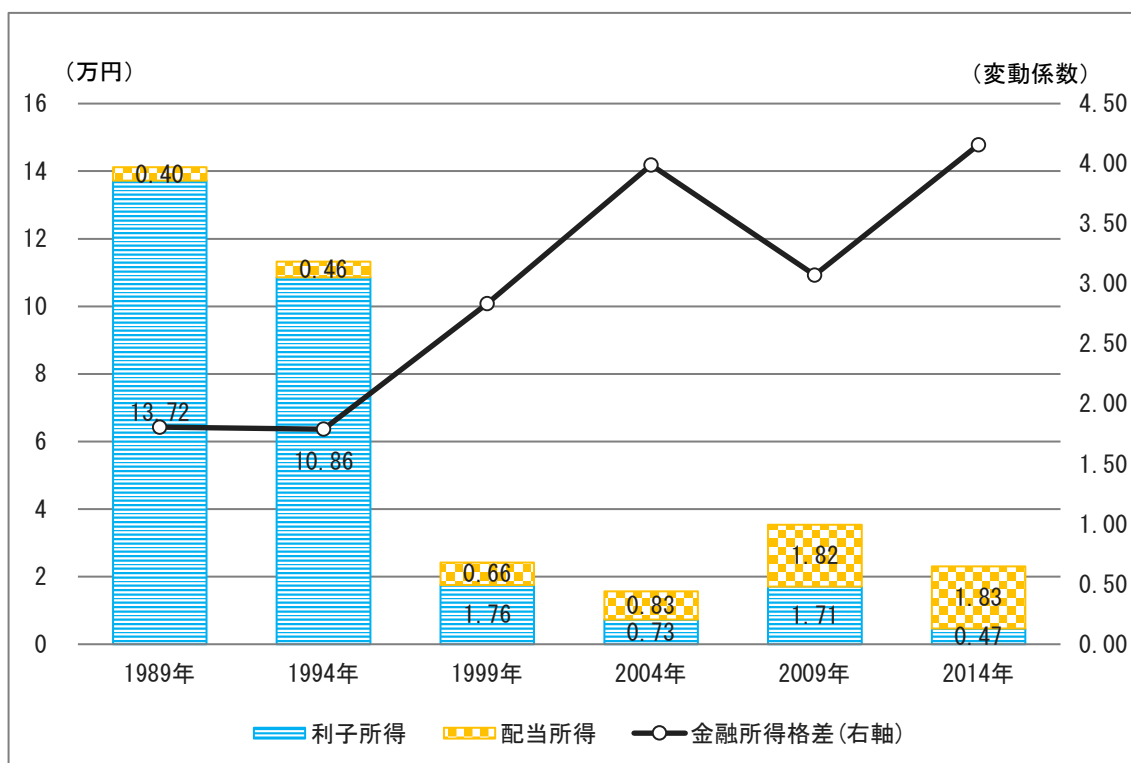
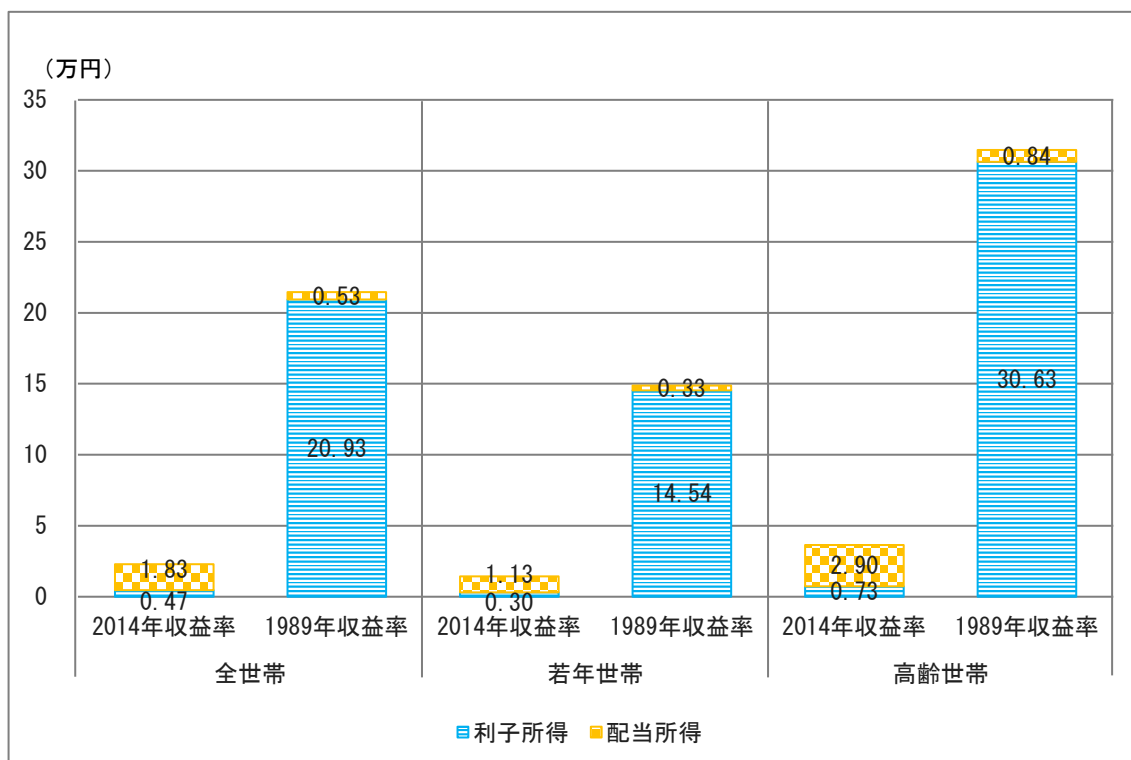
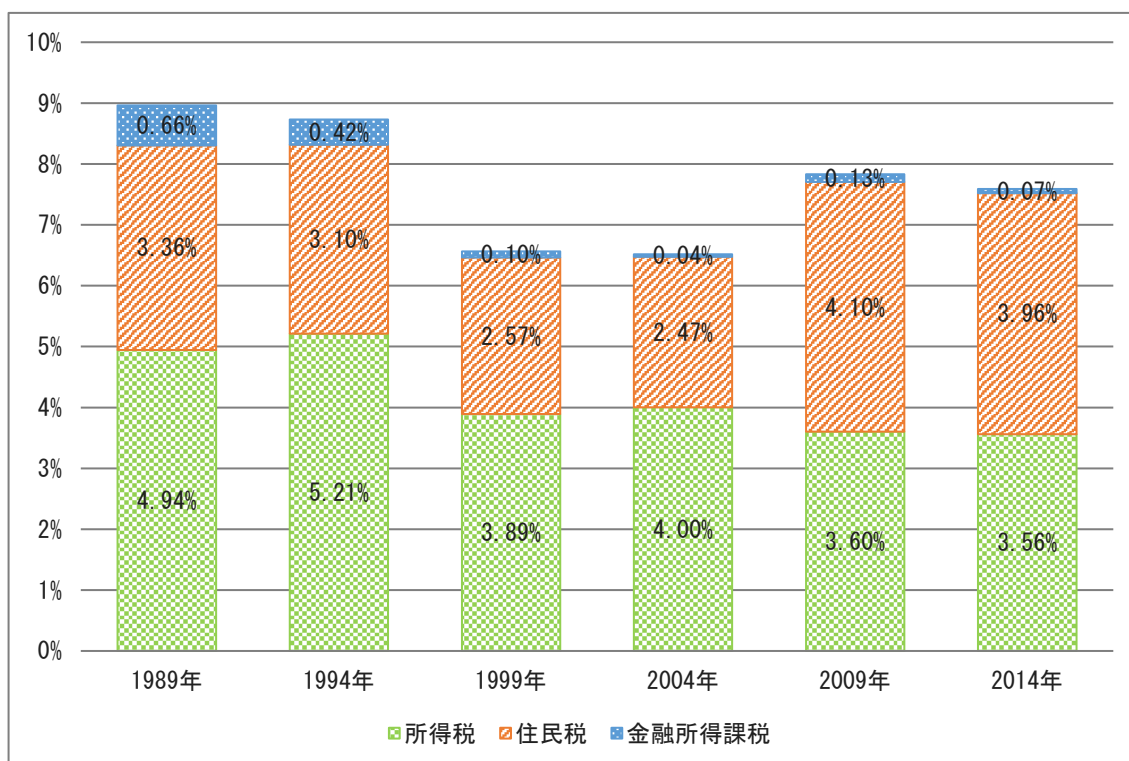


図6 収益率が金融所得に与える影響（2014年データ利用・世帯主年齢別）



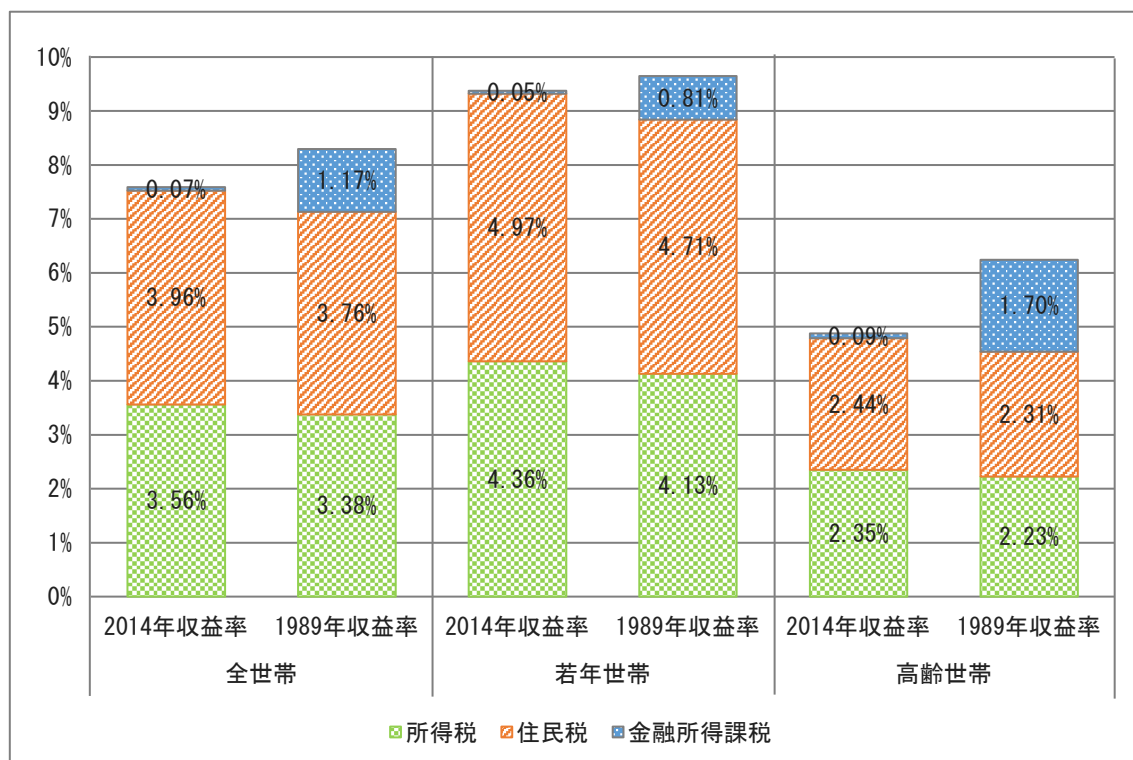
(注) 若年世帯は世帯主年齢65歳未満の世帯，高齢世帯は世帯主年齢65歳以上の世帯である。

図7 税負担率の推移（1989～2014年）



(注) 税負担率は税負担額の対総所得比を示している。

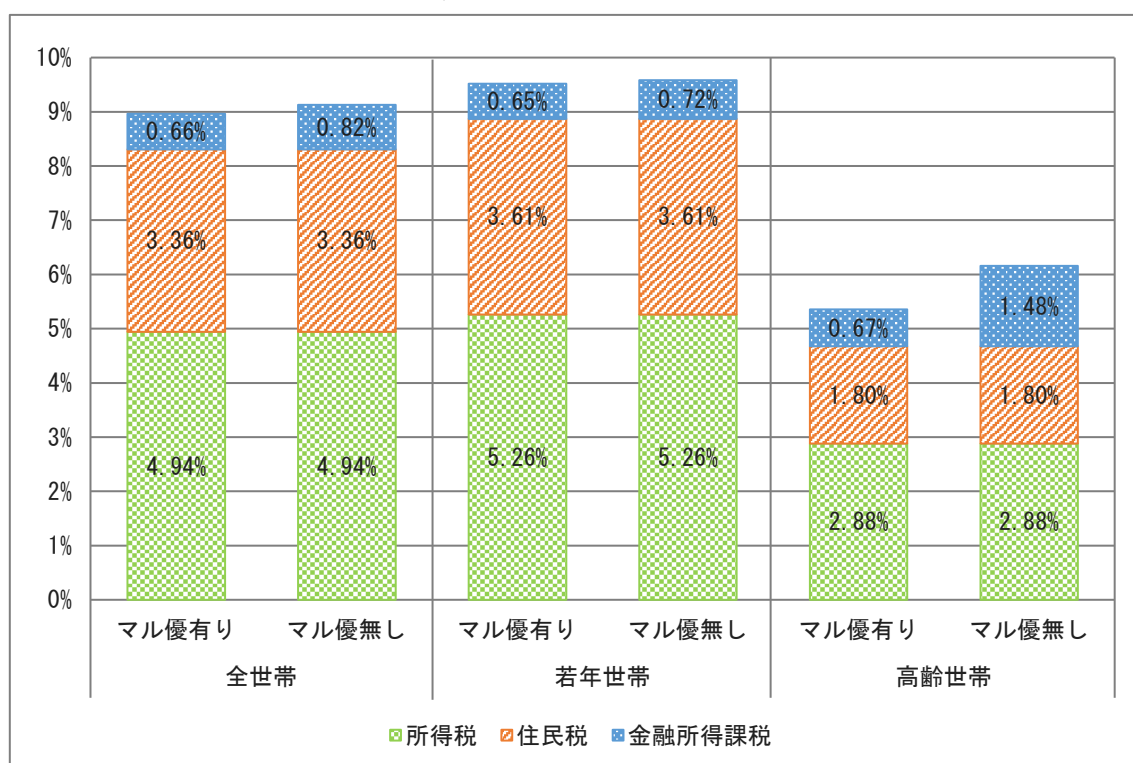
図8 収益率が税負担率（対総所得比）に与える影響（2014年データ利用・世帯主年齢別）



(注1) 若年世帯は世帯主年齢65歳未満の世帯，高齢世帯は世帯主年齢65歳以上の世帯である。

(注2) 税負担率は税負担額の対総所得比を示している。

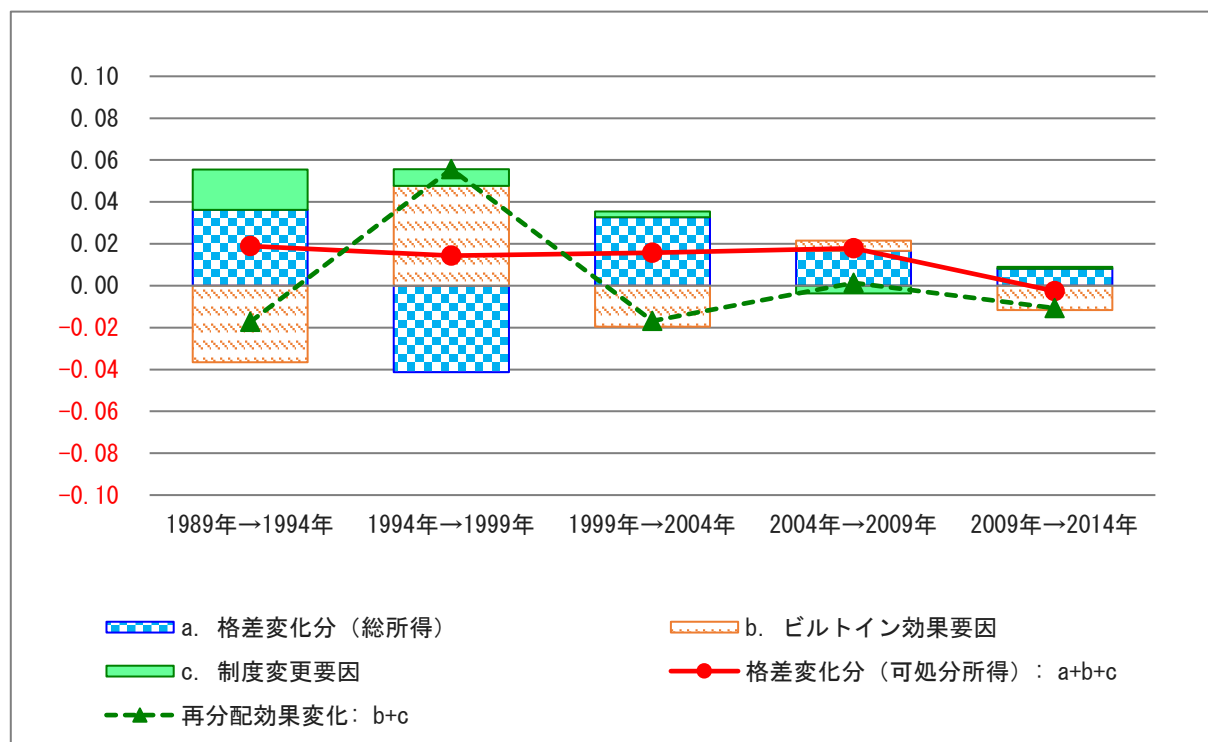
図9 マル優の有無が税負担率に与える影響（1989年データ利用・世帯主年齢別）



(注1) 若年世帯は世帯主年齢65歳未満の世帯，高齢世帯は世帯主年齢65歳以上の世帯である。

(注2) 税負担率は税負担額の対総所得比を示している。

図10 所得格差の変化の要因分解（収益率変化の場合）



(注) 縦軸は格差の変化分を表し、プラスは格差拡大、マイナスは格差縮小を意味する。